

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、林野庁直轄工事等における取扱いを別添のとおり通知したので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
整備課課長補佐（林道事業班担当）
治山課課長補佐（施設実行班担当）

2 林 政 政 第 527 号
令 和 3 年 1 月 12 日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があつたので、お知らせする。

また、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係）

2 予 第 19 2 2 号
令 和 3 年 1 月 8 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月18日通知の記の2及び3に基づき、遗漏なきよう措置されたい。その際、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

【別紙】

2 予 第 3 5 9 号
令和 2 年 5 月 18 日

大臣官房統計部長
各局長
政策統括官
農林水産技術會議事務局長
各庁長官
農林水産研修所長
農林水産政策研究所長
各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 185 号大臣官房参事官（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のとおり取扱いを定めたので、遗漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

記

- 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加され

る区域を含む。)における工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更(以下「一時中止措置等」という。)を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等(対象地域外)

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められることは、1.に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底(共通)

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

事務連絡

令和3年1月12日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
森林整備部 計画課長
治山課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業等における直轄工事、業務等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な生活基盤として公共工事等が挙げられている。

今般、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和3年1月12日付け2林政政第527号林野庁長官通知。別紙2）が通知されたところである。

これを受け、国有林野事業及び民有林直轄治山等事業における直轄工事、業務等（製品生産事業、造林事業、収穫調査委託、システム販売等を含む。以下「工事等」という。）については、引き続き下記のとおり取り扱うこととするので、適切に対応されたい。

記

1 感染拡大防止に向けた工事等の対応に係る通知及び事務連絡

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応に関し、これまでに発出された通知及び事務連絡（以下「通知等」という。）は別紙1のとおりであるが、今般の緊急事態宣言を踏まえた各種対応は次の通知等に基づくこととする。

(1) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における受発注者間の協議等に係る取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。別紙3）

- (2) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における入札の手続等に係る取扱い
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年5月19日付け林政課長、業務課長事務連絡。以下「5月19日付け事務連絡」という。別紙4)
- (3) 工事等における感染拡大防止対策に係る設計変更等の取扱い
「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長、業務課長通知。以下「4月24日付け通知」という。別紙5)
- (4) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における具体的対応策の検討及び実施
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」(令和2年4月28日付け業務課長事務連絡。以下「4月28日付け事務連絡」という。別紙6)

2 緊急事態宣言の対象地域内外に応じた工事等の対応

上記1に挙げる通知等に基づき、次のとおり緊急事態宣言の対象地域内外に応じて、適切に対応することとする。

- (1) 緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応

次の通知等による規定に基づき対応することとする。

- ① 5月19日付け通知（別紙3）の記の1及び3
- ② 5月19日付け事務連絡（別紙4）
- ③ 4月24日付け通知（別紙5）
- ④ 4月28日付け事務連絡（別紙6）

- (2) 緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応

次の通知等による規定に基づき、感染拡大の防止を図るため、地域の実情等に応じて必要な対応を適切に実施することとする。

- ① 5月19日付け通知（別紙3）の記の2及び3
- ② 5月19日付け事務連絡（別紙4）
- ③ 4月24日付け通知（別紙5）

3 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越し等

工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合は、必要に応じて繰越し等の手続をとることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越の事務手続について」(令和2年11月11日付け2林政政第406号林野庁長官通知。別紙7)が発出されているので、参考にされたい。

4 建設業等における新型コロナウイルス感染予防対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について（令和2年12月24日付け国不建第307号。別紙8）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^(注)において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

（注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

担当：林政課 会計経理第1班 担当課長補佐
計画課 施工技術班 担当課長補佐
治山課 施設実行班 担当課長補佐
業務課 森林整備班 担当課長補佐
治山班 担当課長補佐
災害対策班 担当課長補佐
供給企画班 担当課長補佐
供給対策班 担当課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応に係るこれまでの発出通知等

1 通知

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年3月2日付け元林政政第724号林野庁長官通知)
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月13日付け元林政政第754号林野庁長官通知)
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」(令和2年3月23日付け元林政政第794号林野庁長官通知)
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知)【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知)【→令和2年5月19日付け廃止】
- ⑥ 「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長、業務課長通知)【→令和2年5月19日付け一部改正】
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知)
- ⑧ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和3年1月12日付け2林政政第527号林野庁長官通知)

2 事務連絡

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止措置等について」(令和2年3月2日付け林政課長、業務課長事務連絡)
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月13日付け林政課長、業務課長事務連絡)

- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の今後の対応について」（令和2年3月23日付け林政課長、業務課長事務連絡）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」（令和2年4月9日付け林政課長、業務課長事務連絡）【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の入札等の手続の今後の対応について」（令和2年4月14日付け林政課長、業務課長事務連絡）【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」（令和2年4月21日付け林政課長、業務課長事務連絡）【→令和2年5月19日付け廃止】
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」（令和2年4月28日付け業務課長事務連絡）
- ⑧ 「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」の継続について」（令和2年5月15日付け業務課長事務連絡）
- ⑨ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」（令和2年5月19日付け林政課長、業務課長事務連絡）

2林政政第527号
令和3年1月12日

各森林管理局長 殿
森林技術総合研修所長 殿

林野庁長官

新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、お知らせする。

また、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係）

2 予 第 19 2 2 号
令 和 3 年 1 月 8 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月18日通知の記の2及び3に基づき、遗漏なきよう措置されたい。その際、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

【別紙】

2 予 第 3 5 9 号
令和 2 年 5 月 18 日

大臣官房統計部長
各局長
政策統括官
農林水産技術会議事務局長
各庁長官
農林水産研修所長
農林水産政策研究所長
各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 185 号大臣官房参事官（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のとおり取扱いを定めたので、遗漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

記

- 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加され

る区域を含む。)における工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更(以下「一時中止措置等」という。)を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等(対象地域外)

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められることは、1.に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底(共通)

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

2 林 政 政 第 118 号
令 和 2 年 5 月 19 日

各森林管理局長 殿
森林総合技術研修所長 殿

林野庁長官

新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水
産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、
お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係 内線6009）



2 予 第 3 5 9 号
令和 2 年 5 月 18 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 185 号大臣官房参事官（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められることは、1.に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

事務連絡
令和2年5月19日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事態宣言が一部の地域で解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等に係る各種対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知。以下「4月21日付け通知」という。）を受け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」（令和2年4月21日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡。以下「4月21日付け事務連絡」という。）において、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月24日付け2林整計第126号林野庁計画課長・業務課長通知。）において、それぞれ取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が一部の地域で解除されたことに伴い、4月21日付け通知が廃止され、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。）が通知されたところであるが、これを受け、4月21日付け事務連絡は廃止するものの、国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応については、引き続き下記のとおり取り扱うこととするので、適切に対応されたい。

記

1 製品生産事業、造林事業等の取扱いについて

5月19日付け通知に基づき、国有林野事業における製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及びシステム販売等については、当該通知の工事等に含めて同様に取扱うこととする。

2 工事等の入札等の手続について（緊急事態宣言対象地域内外共通）

工事等の入札等の手続については、以下の通り取り扱うこととする。

（1）ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、既に公告済み及び今後公告を予定している案件におけるヒアリングの実施については、その必要性を再検討し、可能な限り省略するものとする。

なお、ヒアリングの実施が真に認められる場合には、以下の対応をとるものとする。

- ① ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やweb会議を活用する。
- ② やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

（2）今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、5月19日付け通知をはじめ別紙に記載するこれまでの通知及び事務連絡、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応をとるものとする。

- ① 必要に応じ、競争参加資格確認申請書及び技術提案書等の提出期限の延長を検討する。
- ② 上記通知等に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事等についても実績として認める。
- ③ 今後新たに入札公告を行う測量・調査・設計等の業務において、評価基準日（入札公告日等）が、業務請負契約書上の履行期限から上記通知等に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

担当：林政課 会計経理第1班 担当課長補佐
業務課 森林整備班 担当課長補佐
治山班 担当課長補佐
供給企画班 担当課長補佐
供給対策班 担当課長補佐

別 紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国有林野事業における直轄工事及び業務等の一時中止措置等に係るこれまでの各種通知及び事務連絡

1 各通知

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年3月2日付け元林政政第724号林野庁長官通知)
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月13日付け元林政政第754号林野庁長官通知)
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」(令和2年3月23日付け元林政政第794号林野庁長官通知)
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知)【→令和2年4月21日付け廃止】
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知)【→令和2年5月19日付け廃止】
- ⑥ 「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長・業務課長通知)
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知)

2 各事務連絡

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止措置等について」(令和2年3月2日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月13日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の今後の対応について」(令和2年3月23日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」(令和2年4月9日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)【→令和2年4月21日付け廃

止】

- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の入札等の手続の今後の対応について」(令和2年4月 14 日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)【→令和2年4月 21 日付け廃止】
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年4月 21 日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡)【→令和2年5月 19 日付け廃止】
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」(令和2年4月 28 日付け林野庁業務課長事務連絡)
- ⑧ 「「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」の継続について」(令和2年5月 15 日付け林野庁業務課長事務連絡)

工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

令和2年4月24日付け 2林整計第126号
林野庁森林整備部計画課長、国有林野部業務課長から
各森林管理局計画保全部長、森林整備部長あて
〔最終改正令和2年5月19日付け 2林整計第126号-4〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。）により通知しているところであるが、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、5月19日付け通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応されたい。

また、国有林野事業における製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及びシステム販売等については、工事等に含めて同様に取扱うこととする。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、5月19日付け通知に基づくものとし、具体的には手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努め、引き続き受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

<共通仮設費>

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いざれも、その後の積算における現場管理费率及び一般管理費等率の算定対象外とする。

<現場管理費>

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - ・テレビ会議等のための機材・通信費
- ※いざれも、その後の積算における一般管理費等率の算定対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
業務課課長補佐（森林整備班担当）
業務課課長補佐（治山班担当）
業務課課長補佐（供給企画班担当）
業務課課長補佐（供給対策班担当）

事務連絡
令和2年4月28日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しては、本年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたところです。

こうした状況の中で、国有林野事業における直轄工事及び業務等（以下「工事等」という。）の実施に当たっては、別紙1のとおり通知等を発出し、これに基づき工事等の実施に取組んでいただいているところですが、更なる感染拡大防止に資するため、事業者の出勤者数の削減要請がなされるとともに、多くの森林管理局管内において在宅勤務等による職員の出勤者数の削減に取り組んでいただいている状況にあります。

このため、今後の工事等の実施に当たっては、下記事項を基本的な考え方として、別紙2に示す受発注者双方の事務負担軽減等の取組・工夫の例を参考にしつつ、各局における地域の実情等に応じた具体的な対応策を検討するとともに、職員の安全確保にも十分留意しながら、適切に実施するようお願いします。

なお、この対応については、緊急事態措置の対象期間に限ったものとします。

記

1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても事業の継続が求められる事業者等として、「安全安心に必要な社会基盤」を提供する関係事業者が位置づけられており、国有林野事業においては、林道事業及び治山事業に加え、製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及び

システム販売等について、工事等に含めて同様に取扱うこととしているところ。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更）においては、公共投資の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされているところ。

このため、工事等の実施に当たっては、対処方針に示された事業の継続性に留意しつつ、受注者等及び発注者の体制に最大限配慮した上で、現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての工事等従事者等の健康管理に万全を期されたい。

2 既契約の工事等の考え方

既契約の工事等については、別紙1の通知等に基づき、現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者等からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、一時中止や工期又は履行期間の見直し、これに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うこととしており、地域の実情等を踏まえつつ、別紙2に示す監督業務の工夫等の例を参考に、継続に当たって必要となる対応策を検討の上実施すること。

3 入札等手続中及び今後入札等手続を行う工事等の考え方

入札等手続中及び今後入札等手続を行う工事等については、別紙1の通知等に加え、地域の実情等を踏まえつつ、別紙2に示す発注時の工夫等の例を参考に、災害復旧等事業や作業時期が制約される工事等を優先するなど、発注に当たって必要となる対応策を検討の上実施すること。

なお、木材生産を伴う事業の発注については、国有林材の供給調整の検討状況を踏まえて判断されたい。

4 その他

具体的な対応の検討に当たり、法令や規範に反していないか等の疑義が生じた場合には、各事業担当と相談されたい。

また、別紙2の例示はあくまでも現時点のものであり、各森林管理局からの提案や他機関の事例等の収集を行い隨時更新するので、参考とされたい。

担当：業務課 森林整備班
治山班
災害対策班
供給企画班
供給調整班

(別紙1)

新型コロナウイルス感染症対策に係る発出通知等

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月21日付け2林政政第66号林野庁長官通知）

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」（令和2年4月21日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）

「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月24日付け2林整計第126号林野庁計画課長・業務課長通知）

受発注者双方の事務負担軽減等の取組・工夫の例

1 工事等の実行に係るもの

項目		取組・工夫の例	留意事項
共通	受注者又は請負者からの申出による工期延長（再周知）	<p>新たに受注者又は請負者（以下「受注者等」という。）から一時中止や工期又は履行期間の延長等の申出があった場合には、契約書の規定に基づき、必要に応じて一時中止や工期又は履行期間の延長、請負代金額の変更について適切に対応する。</p>	発注者側が申出を妨げないよう配慮が必要。
共通	監督業務の複数体制の構築	<p>現在工事等ごとに1名任命している監督職員のほかに、本署勤務職員等を監督職員に追加任命又は監督職員の補助者等に指名し、監督業務の分散対応を行う。</p> <p>なお、複数の監督職員等を置く場合、担当する業務（署職員は自らの担当に関わる請負事業）を越えて実施できる体制の整備や分担体制を行う際は、監督職員等間の指導内容等情報共有や責任の所在を明確化するなど工夫して行う。</p>	<p>複数の監督職員等を置く場合、分担する業務内容や責任の所在（正副など）を明確化とともに、その内容を受注者に通知することが必要。</p> <p>監督職員と検査職員の職務は、原則、兼ねることができないことに留意。</p>
共通	監督業務の基本的対応	<p>監督業務に当たっては、受注者等と電話や電子メール等を活用して連絡を密にし、現地協議又は立会いが必要な場合には早めに日程調整して計画的に実施する。その際、「三つの密」の回避に留意するとともに、あらかじめ日時を調整する等により計画的かつ短時間で効率的に行えるよう工夫する。日程調整や「三つの密」の回避が困難な場合などやむを得ず現地協議又は</p>	<p>各局の監督実施要領等で立会いが原則とされている事項について、やむを得ず立会いができなかった場合は、事後遅滞なく写真や資料等により確認することとされていることに留意。</p>

		立会いができない場合は、以下の取組・工夫の例を参考にしつつ適切に対応する。	
共通	監督業務の工夫	監督職員等が行う材料、出来形等の検査・確認、工程や事業進捗状況の管理等に当たっては、実行記録に係る写真、資料等のほか、UAVによる上空からの写真や映像等を活用し、電子メール等でやりとりするなど工夫して行う。	事後速やかに監督業務実施に係る書類等の整理が必要であることに留意。また、個々に情報連絡手段の環境整備を検討する必要。
治山・林道	段階確認時の工夫	森林整備保全事業工事標準仕様書で段階確認が必要とされている事項のうち、写真や映像等による確認が可能な場合は、受発注者間の情報共有システム等を活用しながら机上で行う。	情報共有システムを活用する場合は、契約図書に明示し、受注者からの申出を受ける必要があることに留意。また、複数の監督職員等を置く場合、利用者として登録することが必要。
共通	車両による現場出張時の工夫	車両による現場出張の際には、鍵及び車内（ハンドル、レバー等）の消毒等を行うとともに、複数名で出張する場合は、複数台の車両に分散して乗車することにより極力一人乗車とし、複数名の乗車となる場合は、マスクの着用や換気を励行し着座位置を工夫するなど、「三つの密」を避けるよう配慮を行う。	
共通	監督職員との情報連絡体制の整備	業務用携帯電話や電子メール、カチャット等を活用して事業実施状況の把握等を行うなど、情報連絡体制を整備する。	

共通	検査業務の工夫	<p>検査職員が行う検査に当たり、実行記録に係る写真、資料等のほか、UAVによる上空からの写真や映像等を活用した検査が可能な項目がある場合は、これらを活用して一部の検査項目を机上により行う。その際、検査職員は必要に応じ、受注者等や監督職員による説明を求めることとするが、写真、資料等の事前提出や現場での立会いとUAVを併用するなど工夫して行う。検査実施の際は、「三つの密」の回避に留意する。</p>	<p>契約約款において、工事等の完成（完了）検査は、受注者等が立会いの上実施することとなっていることに留意。</p> <p>監督職員と検査職員の職務は、原則、兼ねことができないことに留意。</p>
----	---------	---	--

2 工事等の入札等手続に係るもの

	項目	取組・工夫の例	留意事項
共通	入札等手続期間の見直し	発注者及び入札参加者双方の事務困難の状況が想定される場合、発注手続スケジュールを一定期間先送りし、入札公告の訂正を行うことを検討する。	先送りする期間の設定は、地域における事業体の動向等を踏まえて検討が必要。
共通	入札等手続の見合せ	事業の緊急性や発注者の体制確保に留意し、いかなる方法によっても入札手続及び事業実行が困難と判断される場合、入札公告を取り消すことを検討する。	事態終息後に再度入札することを前提とするものの、予算管理に留意。
共通	入札公告手法の見直し	電子入札システムや森林管理局ホームページからダウンロードが可能な資料のみで入札に参加できるよう、入札公告手法及びその他HP内容（リンクの張り方等）を見直しする。	
共通	資料の提出方法の工夫	紙入札の場合、競争参加資格確認申請書や技術提案書等の資料は郵送等による提出とし、直接事務室での	測量・建設コンサルタント業界から、郵便遅配への配慮につ

		受付を行わない。また、郵便遅配について、地域における状況を把握するなど十分留意し、必要に応じて入札手續期間を延長することも検討する。	いて要請があることに留意。 郵送による場合は、書留郵便に限るなど送達過程が記録される方法とする必要。
共通	入札参加資格審査会等の開催方法の工夫	入札案件ごとに実施する入札参加資格審査会や技術審査会等をSkype for Businessを活用したウェブ会議や電子メールを活用した持ち回り会議等により行う。	
共通	入札執行方法の工夫	紙入札の場合、郵送による入札も認め、開札の際には、経理の手続上必要な最少限の人数で対応するとともに、出来るだけ広い空間で入札参加者の配席に一定の間隔を確保するなど、「三つの密」の回避に留意して実施する。	郵便入札の場合、即時の再入札が不可能であることに留意。

3 工事等の発注の検討に係るもの

項目	取組・工夫の例	留意事項
共通 発注時期の見直し	事業の緊急性や発注者の体制確保に留意しつつ、発注時期を第2四半期に変更するなど、一定期間先送りにして発注する。	年度内の完成（完了）を目指しつつ、工期（事業期間）の確保が困難な場合は、必要に応じて早期に繰越協議するなど工夫が必要。発注見通しの見直しが必要なことにも留意。
共通 事業規模の見直し	時機を逸すことなく早期の実施が必要な工事等	事業規模を縮小することが困

		は、確実に実施する観点から、事業規模を縮小して必要な工期（事業期間）が確保されるよう配慮する。	難なものは、早期に繰越協議を行うことを検討。
共通	積算等業務の工夫	機密性の高い積算等業務は在宅勤務により行うことが困難であることを踏まえ、出勤者同士の間隔を確保するための会議室等の利用や在宅勤務により業務を行うことが可能な職員との振替など、工夫して対応する。	
治山・林道	余裕期間の活用	入札不調の発生が見込まれる等の事情から、発注時期を調整できない工事等は、余裕期間を見込んだ工期設定による早期発注を行う。	
治山・林道	総合評価落札方式の対象としない工事の選定	公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置し難いものなど、特に緊急に対策を行う必要が認められる場合は、総合評価落札方式の対象としない「災害復旧等事業等の緊急を要すると認める工事」として最低価格落札方式により実施する。（「国有林野事業の工事に係る競争入札の実施に関する取扱いについて」（最終改正令和元年12月20日付け元林政政第528号林政課長通知））	
造林・生産等	検知方法の工夫	伐採系森林整備の発注に当たっては、複数の請負者が接触することを防止する観点から、検知請負も合わせて発注する。 また、試行的に実施しているカメラ（アプリ）を活用した検知方法によることが可能な場合は採用する。	

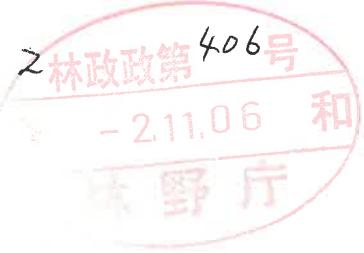
2 林政政第406号
令和2年11月11日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越の
事務手続について

このことについて、大臣官房予算課長から別添写しのとおり通知があったので、当該通知を踏まえ、事務手続に遺漏のないよう努められたい。



2 予 第 1 4 8 6 号
令和 2 年 1 月 6 日

林野庁長官 殿

大臣官房予算課長

令和 2 年度における繰越しについて

このことについて、財務省主計局司計課長から別添(写)のとおり通知があつたので、事務手続に遺漏のないよう努められたい。

なお、貴職管下の関係機関に対してもこの旨を周知徹底されたい。





事務連絡第 4498 号
令和 2 年 11 月 5 日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局司計課長

令和 2 年度における繰越しについて

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、下記のとおり弾力的な対応を行っております。

については、令和 2 年度における新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越手続きにつきましては、(別紙) によることといたしますので、よろしくお願い致します。

なお、繰越事務の手続きに当たっては、感染拡大防止等の観点から、資料の事前送付やヒアリングの省略等について、必要に応じて各財務局等と調整いただくとともに、本件について、貴管下職員及び繰越事務を委任している各自治体等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない。
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても翌年度に実施できるものとみなす。

以上



(別紙)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う 事故繰越の事務手続について

1. 対象事業（経費）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施した対応（事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったもの）に伴い事故繰越を行う事業（経費）

2. 理由書

通常、事故繰越の申請に当たっては、その性質等に照らし、事業概要、事故繰越に至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項を理由書に記載しているところであるが、上記対象事業（経費）については、別添の様式（別紙1）により提出することとすることとする。

3. 理由書における事故事由

「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、〇〇〇せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となつたため」等と記載する。

（注）事業（経費）の内容により適宜変更して差し支えないが、簡潔に要因を記載すること。

4. 審査表

審査表の提出は省略とする。

5. 財務局等の審査に必要な資料

通常、財務局等の審査に必要な資料として作成していた事業の概要、工程、位置図、契約、事故要因等に関する資料の提出は省略とする。

ただし、支出負担行為が確認できる資料（該当部分）を添付するものとする。

6. 財務局等ヒアリング

財務局等のヒアリングは原則として行わない。

7. その他

- (1) 各省各庁は、繰越手続に関する事務を委任している各自治体等に対して、事務手続が円滑に行われるよう必要な助言等を行うこと。
- (2) 申請に当たっては、法令の要件に変わりはないことに十分留意し、「支出負担行為後に生じた避け難い事故」の要件を確実に確認の上、繰越申請すること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越以外の事故繰越については、当該（別紙）に係る手続きについては適用されないことに留意する。

以下に沿って記入をお願いします。

事故縁越しの概要について記載する
(①を記入)

前年度に明許縁越し(翌債)をした事業である
(②を記入)

支出負担行為は実施済みである
(③を記入)

事故が生じた年月日は③より後である
(④を記入)

事故事由
(⑤を記入)

事故事由は当該年度中の事由である
(⑥を記入)

計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである
(⑦を記入)

当該様式による対象経費であるか等のチェック済みである
(チェック)

事故縁越しをすることは適切である

【記載例】事故縁越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官 ○○局○○課会計課長

①事故縁越しの概要

所管・会計	○○省 一般会計	組織・項	○○本省 ○○事業費
「目」の名称	○○事業費	「目的細分」の名称	○○事業費
事項名	第○回○○会合開催業務		
箇所名	○○		
所在			
事業内容	○○に関する研究の成果を○○政策に活かすことを目的として行われる「第○回○○会合」の開催を効率的に実施するため、運営支援業務について委託を行うもの。		
要縁越額	○○,○○○,○○○円		

②明許縁越し・翌債

明許(翌債)縁越しの承認番号及び承認年月日	
事項名	
箇所名	
縁越し事由	計画に関する諸条件 設計に関する諸条件 気象の関係 用地の関係 補償処理の困難 資材の入手難
内容	その他の場合は事由を記入

明許(翌債)縁越し時
の「箇所別調書及
び理由書」を添付す
る場合は記入不要
です。

③

支出負担行為年月日	R2 年 5 月 1 日
支出負担行為額	○○,○○○,○○○円

補助事業は当初の支出負担行為年月日を、直轄事業は、最終的な支出負担行為年月日(変更契約日等)を記入して下さい。

最終的な支出負担行為額全額を記入して下さい。

④

事故発生年月日	R3 年 2 月 1 日 (~ 年 月 日)
---------	--------------------------

事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。

⑤

事由	新型コロナウイルス感染症の影響により、2月に関係協力機関と協議した結果、当該会合の開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず。年度内に事業を完了することが困難となったため。
事故事由	
箇所	

「主な事故事由」を参考に支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入して下さい。

事故が生じた箇所を記入して下さい。
(事故が特定の箇所に係るものでない場合は記入不要です。)
※記載に代えて地図の添付も可

⑥

当初の事業計画	R2 年 5 月 1 日 ~ R3 年 3 月 31 日
明許縁越し(翌債)後の事業計画	年 月 日 ~ 年 月 日
事故縁越し後の事業計画	R2 年 5 月 1 日 ~ R4 年 3 月 31 日

明許(翌債)承認時の「事業完了予定年月日」を記入して下さい。

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認して下さい。

当該様式による申請の対象経費であることを確認の上、✓を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による事故縁越しであることから、令和2年○月○日付事務連絡第○○号に基づき、本様式により申請するものである。
<input checked="" type="checkbox"/> 支出負担行為の実施が確認できる書類が添付されているか。

連絡先	○○局○○課
氏名	012-345-6789
担当	財務 太郎

(参考)

▶主な事故事由

(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故事由)

- ・補助事業者において〇〇が生じたことにより想定以上の期間を要し、事業計画を変更せざるを得ず、
- ・〇月に関係協力機関と協議した結果、当該イベントの開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、
- ・受託事業者における技術者確保が難航したことにより想定以上の期間を要し、納期を延期せざるを得ず、
- ・海外現地調査に当たって、海外現地政府関係機関の許可に想定以上の期間を要したことにより、調査完了時期を延長せざるを得ず、

等

国不建第 307 号
令和2年12月24日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年8月25日改訂版））等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、直近の新規感染者数が過去最多の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られている状況を踏まえ、厚生労働省において、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理についての留意事項等を取りまとめたところであり、これらを踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」を別添1のとおり改訂いたしました。

貴職におかれましては、引き続き、本ガイドラインを踏まえ、建設現場の「三つの密」対策等を徹底していただきますようお願いいたします。また、これまでの建設業における感染発生状況では、土木工事の現場に比べて、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスでの感染例が多く見受けられるため、これらの場所においては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いいたします。

以上

**建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月14日 (令和2年12月24日改訂版))**

1. はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たしていく必要があり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」（以下、対処方針）¹において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言²等を踏まえ、事業者の建設現場やオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場（現場事務所含む）をいう。）において、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくことが必要である。

また、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言時以外においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により企業の関係者の健康

¹ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針
(https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_senmonkakaigi.html)

と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、建設現場の立地や工事内容等を十分に踏まえ、建設現場やオフィス等に移動する自動車内や移動経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、従業員等それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、建設現場やオフィス等の実態に即した対策に取り組むことが必要である。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての従業員等に伝えるとともに、従業員等も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がける。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施する。

特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・建設業者団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員や作業員（元請・下請問わず。一人親方を含む。以下同じ。）に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有

無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員・作業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員・作業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針³等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員・作業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

(3) 建設現場

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。

建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、以下（i）以降に定めるところにより、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

また、これまでも建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、国土交通省においては、関係団体の協力を得て、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を、別添2のとおりとりまとめているので、これを参考に、個々の建設現場の状況に応じた「三つの密」の回避等の徹底に努めるものとする。

(i) 建設現場における対応

- ・従業員や作業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。〔(2) 再掲〕

³ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>)

- ・ 現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
- ・ 現場状況等を勘案しつつ、消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。
- ・ 現場でのマスクやフェイスシールド等の着用や手洗いを励行する。
※熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期においては、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクを外すほか、P7に記載した「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」等を参考として、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。
- ・ 朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等においては、他の作業員とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つことや、作業場所の換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・ 内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。

□朝礼・KY活動における取組事例

- 朝礼時の配列間隔の確保
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
- 朝礼時の体温測定等
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

□現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小

- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等
- 内装工事等、室内の現場における取組等
 - 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
 - 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
 - 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
 - 室内には換気装置を設定し、換気を実施
 - 工程管理や内装仕上げの確認・是正に Web カメラや通信端末等を利 用し、遠隔で実施
 - 作業用エレベーターは3密回避のための使用のルール化

- ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、工具、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設 備について、洗浄・消毒を行う。
- 特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てるゴム手袋等を着用する。

※設備や器具の消毒は、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

※60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）(70%)が手に入らない場合は、エタノール（60%台）による清拭も許容される。

※有効塩素濃度0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに濡らした状態での拭き掃除は有効とされている。⁴

※家庭用洗剤等も有効性が確認されている。⁴

- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- 環境省と厚生労働省が示している「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」等（別紙1～3）⁵を踏まえつつ、気温及び湿度が高

⁴ 経済産業省「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します（最終回）」
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>)

⁵ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

い日においては、別添2-2を参考とし、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

- ・なお、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、熱中症予防行動を効果的に促すことを目的とした情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」⁶（以下「アラート」という。）が関東甲信地方で実施されていることも踏まえ、アラートが発表された際は、特に熱中症予防対策を徹底する。

□新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例

- マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスクの活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用（空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等）
- 現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す（屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等）
- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用

（ii）建設現場への移動・立ち入り

- ・現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようする。

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

⁶ 気象庁「熱中症警戒アラート（試行）」が始まります

(https://www.jma.go.jp/jma/press/2006/16a/20200616_nettousyuu.html)

- ・不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、建設現場やオフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・不要不急の現場見学会は控える。

□現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 等

(iii) 作業員宿舎における対応

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・1部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・宿舎内においても、マスク着用を励行する。
- ・定期的に換気を実施する。
- ・不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・食堂等において、対面で座ることがないよう机等を配置する他、利用時間の分散など、利用に当たってのルールを設定する。
- ・机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。
- ・入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

(iv) 休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り 2 メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、常時換気※を行う、休憩室の他に車中や更衣室を利用する、班別に休憩時間を分散化する、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う
※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂ センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により 1,000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する
- ・ 食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取るほか、できる限り 2 メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。

□食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行※
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）等
※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う
※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂ センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により 1,000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する

(v) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(vi) 入札契約に関する対応

公共工事については、対処方針で示された工事の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととされており、この取り扱いは民間発注者団体にも参考送付されている。

建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により、

- ・総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応
- ・感染拡大防止対策に係る費用など、設計変更の対象とする経費等を入札公告時に明示し、適切に設計変更
- ・検査時の書類の簡素化や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の試行などの取組を講じるよう、全国の地方整備局等に対して通知されるとともに、地方公共団体に対しても周知が行われたところである。

当該通知の趣旨を踏まえ、感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。

厚生労働省より「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（別紙4）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和2年11月27日基発1127第1号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、建設現場の状況に応じて適宜活用されたい。

(4) オフィス等における勤務

- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する）。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。※なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う

※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する

- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないようにする。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者のない形での開催も検討する。
- ・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないよう工夫する。

- ・対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン 等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- ・オフィス内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

（5）通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

（6）従業員・作業員に対する協力のお願い

- ・従業員・作業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント（別紙5）」⁷（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和2年4月22日））や「『新しい生活様式』の実践例（別紙6）」⁸（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和2年5月4日（令和2年6月19日一部変更））、「新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント（別紙7）」、「感染リスクが高まる「5つの場面」（別紙8）」、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（別紙9）」、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（別紙10）」を周知する等の取組を行う。
- ・外国人労働者が職場における感染防止対策の内容を正しく理解できるよう、「職場の新型コロナウイルス感染症対策、外国人労働者のみなさん

⁷ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⁸ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

にも「正しく伝わっていますか？」（別紙 11）」を活用する等して、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮を行う。

- ・公共交通機関や図書館等公共施設を利用する従業員・作業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・作業服等を貸与している場合、こまめに洗濯するよう促す。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員やその関係者が、事業場内で差別されることがないよう、従業員・作業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛ける⁹。（別紙 12）
- ・取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい。

（7）感染者が確認された場合の対応

①従業員・作業員の感染が確認された場合

- ・従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。

⁹ 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う¹⁰。
- ・ 建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所等、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）（別紙13）」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。（別紙14）」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例（別紙15）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和2年11月27日基発1127第1号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、参照されたい。

（8）その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

（以上）

¹⁰ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」（https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/）などを参照。

消毒液の使用やうがい、石鹼による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月25日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保（作業員間の一定距離の確保（2m程度））
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
(参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する 等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
(説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
(指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等（非接触体温計の活用等）
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

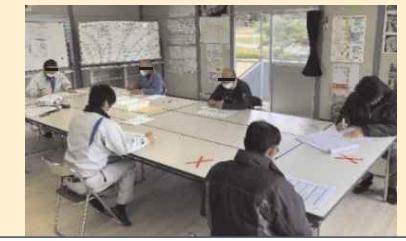
事務所

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
(例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、
対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



空気清浄機を設置

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション(アクリル板等)による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③

内装工事等、室内の現場における取組等

- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狹い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)
- 室内には換気装置を設置し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
(データの共有、相互確認が可能)
- 作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化
(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底)
等

工事エリアの区画を設定して作業

3密(密接、密閉、密閉)やめよう!!	
作業所に新型コロナを入れない! 広げない!	
人数制限:2名以上の作業禁止	
作業日	5 / 12
会社名・作業者	
作業時間	8:30 ~ 17:00

作業場所の広さ等に応じ作業所の人数を制限（居室等への入室制限）

窓を開けて換気

大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施

大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施

工程を分けて少人数で作業

集塵機を設置し室内の換気を実施

Webカメラを利用した遠隔検査

端末でチェック 通信端末 内容確認・是正

【掲示例】

3密回避

EVの操作盤等の消毒を徹底

作業用エレベーターの使用のルール化（定員を1~3名程度に限定、ポスター掲示）

EVの操作盤等の消毒を徹底

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ④

オリジナルのポスター・ロゴ、看板による意識向上

- 現場や事務所にオリジナルのポスター・ロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しうる時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉を開けて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

作業所での新型コロナウイルス対策 10か条

1 対策奨励ポスターの掲示
2 作業員の体調管理
3 タッチ＆コールなどの接触型安全対策の自粛
4 災害防止協議会などの集合型会議の分散化
5 地下空間などの換気の悪い場所での朝礼、打ち合わせの禁止
6 各種外部会議は原則スカイ会議での実施
7 派遣職員、職員においてもテレワーク、時差出勤などの励行
8 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の実施及び時間差利用の検討
9 ハンドソープ、うがい薬などの配置手洗い・うがいの励行
10 4週8休、不要な残業の防止により健康的な体調管理を励行

感 染 症 防 止 5

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！



新型コロナ対策
「作業前」「手のアルコール消毒」「マスクの着用」を徹底しよう。

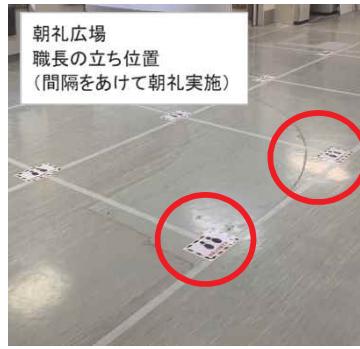
新型コロナ対策
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう！



【建設現場『三つの密』の回避等】朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保、参加者は職長等の必要人数になるべく限定



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保

朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施。発熱があれば入場を制限

日常 健康 チェック 表				
事業者名: [Redacted]				
※体温計は体調不調による入退場に備えています。 ※体温計自体一回、消毒一回、消毒不可時は一回のみでOKです。 ※体温計消毒時は、消毒液をマスクの内側面に噴霧して下さい。				
名前	4月1日	4月7日	4月8日	4月9日
担当者	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
測定者	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
結果	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

検温結果を記載

危機予知活動簿				
2020年4月21日				
事業者名	プロジェクト名	作業場所	担当者名	記入者名
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
記録欄				
※上記の検温結果を記載した場合、そこで作業場所に記入する場合は、必ず各自の記録欄へ記入する事				

作業員検温結果を
KY用紙に記載・確認

毎日の体温と体調を記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

サーキュレーターや
空気清浄機を設置

○その他

- ・毎日の工事打ち合わせを V-CUBE で実施
- ・発注者との週間工程打ち合わせを Zoom で実施
- ・立会が必要な場面において FaceTime を活用 等

※上記は報告のあった事例であり、活用するツール等については各自で適切に検討をお願いいたします

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースを
オープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



(当該事例)

午前休憩: A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45
昼休憩: A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30
午後休憩: A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45

詰所における時差休憩の導入



食堂はバイキングから個別配膳に変更、
人数も使用予定表を掲示して制限

食堂使用予定表	
令和2年 4月 15日 少部署	
18:30	A氏 B氏 D氏
19:00	E氏 F氏 G氏 H氏
19:30	I氏 J氏 K氏
A氏 B氏 C氏 D氏	
E氏 F氏 G氏 H氏	
I氏 J氏 K氏	
使用人数	4名以下
入室時	午後休憩実施



手洗い場所はタオルを撤去、
ペーパータオルを使用

○その他の例として、・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示 等

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時もなるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



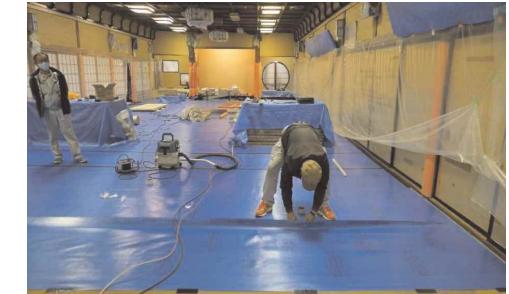
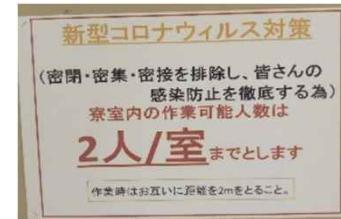
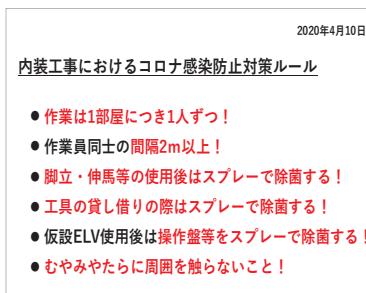
携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことが
でき、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

【建設現場『三つの密』の回避等】 内装工事等における取組・工夫の例



内装工事等、住戸内・密室内の作業では人数を制限し、ポスター等の掲示で周知。作業を少人数で分担するため、工程を調整して作業員数を削減



室内の作業現場では、扉・窓の開放によって作業エリアを自然換気。必要に応じ扇風機も併用

換気設備の活用



送風機を稼働し、埃を外部へ排出

空気清浄機の使用

天井裏の作業は換気が難しいため、空間除菌剤を設置

こまめに粉塵等を処理

【建設現場『三つの密』の回避等】 室内におけるその他の取組・工夫の例



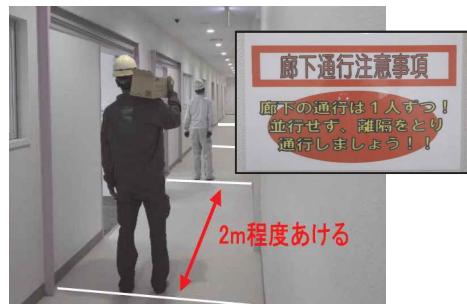
工事用エレベーターの定員を限定、ポスターを掲示



エレベーターにおける人数制限、乗車位置を設定



現場内の昇降機を荷物専用として運用



廊下通行も並列歩行を回避



フェイスガードを装着（打ち合わせ時にも装着）



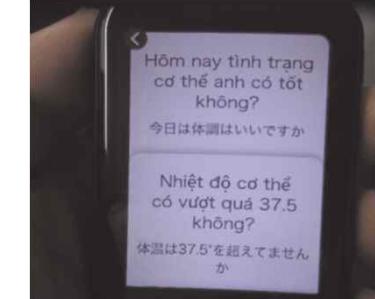
チャットツールを導入し、遠隔指示を通じて作業ができる環境を整備



現場等の入口にサーモグラフィ等を設置し、体温を測定



のど飴の設置(味覚異常の確認)



※当該事例では「ポケトーク」を活用

携帯型音声通訳デバイスを用いた外国人労働者への注意喚起

新型コロナウイルスの出現に伴い、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、建設現場では熱中症予防のための様々な取組・工夫が実践されている

マスク着用に関する取組事例

- マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスク等の活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用
(空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)
- 現場作業において、特に不要な場合はマスクを外す 等
(屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業など
マスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)



現場作業や休憩所に関する取組事例

- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用 等



【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】マスク着用に関する取組事例①



マウスシールドの活用



マウスシールドの活用



フェイスシールドの活用



打ち合わせ時における
マウスシールド・フェイスシールドの活用



冷感素材のフェイスマスクの活用



冷感マスクの活用



クリアファイル等を利用したフェイスシールド等の作成



冷感スプレー等の活用

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 マスク着用に関する取組事例②



空調機能付きの作業服を活用



空調ヘルメットの活用



首掛けクーラーの活用



ベストに保冷剤を入れて作業



状況に応じてマスクを外せるよう、
携帯用の袋等を活用



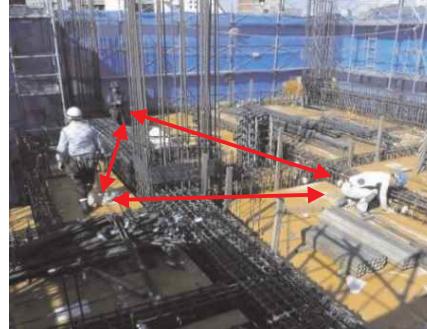
	屋 内		屋 外	
	作業中	打合せ・休憩	作業中	休憩
密 (2m未満)	飛沫防止対策 	マスク 	飛沫防止対策 	マスク
粗 (2m以上)	飛沫防止対策 	マスク 	飛沫防止対策 	マスク

密：ソーシャルディスタンスが確保できない ×：マスク等を外してもよい
粗：ソーシャルディスタンスが確保できる ○：マスク着用、飛沫防止対策を実施

マスクを外して作業可能な条件を設定



少人数での現場



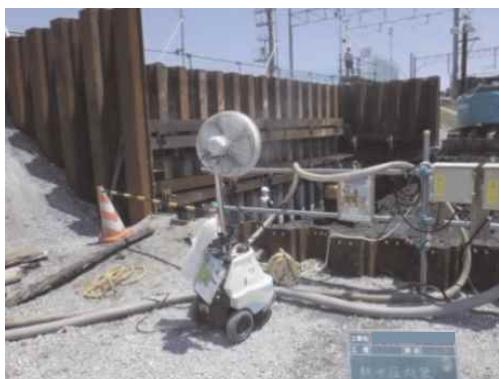
密接作業を回避できる場合には、
マスクを外しての作業を許可



暑さ指数(WBGT)に応じて、
マスクを外しての作業を許可
(例:暑さ指数(WBGT)が21°C以上の場合は外してもよい)



【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】現場作業に関する取組事例



スポットクーラー、扇風機等の活用



送風機により通気性を確保するとともに、ドライミスト発生装置等も併用

内装工事において、送風機及び冷却器を使った換気を実施

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 休憩所に関する取組・工夫の例



屋外にテント等を設置し、休憩所とすることで密閉空間を回避しつつ、熱中症を防止



テントと併せて送風機やスポットクーラー、ドライミスト発生装置等を設置

休憩所の壁を一部撤去し、通気性を確保

その他熱中症及び三つの密等を回避するための取組・工夫の例



給水機では、フットペダルのみを利用



製氷機を利用する際は
ビニール袋を手袋として活用



自動ストップ機能付きの
水栓に交換



熱中症計等の携帯

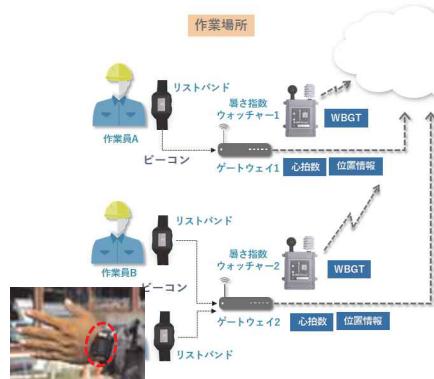


竣工検査をリモートで実施
(完成図書はクラウド上で確認、出来形は事前に発注者で検測等の工夫を実施)



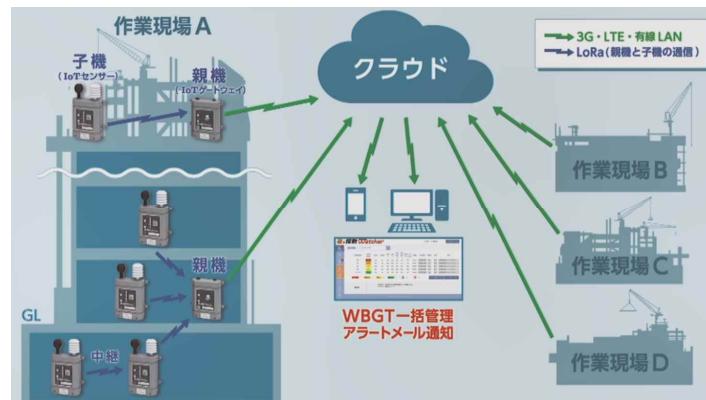
(実験の様子)

コロナウイルス感染及び熱中症のリスク軽減の
ためのフェイスカバリング手法を検討し・運用



体調管理システムの活用

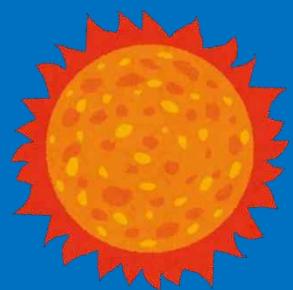
バイタルセンサーにより心拍数を管理し、複数箇所で計測したWBGT値を紐づけ、特定の閾値を一定時間超えた場合にアラートメールを発信



タブレット端末等でWBGT値を確認可能なシステムの活用

暑さ情報									
各会場	ユーザー	機器登録	ランダム	自動更新	メール	構造作成	設定	NEWS	操作
0000工事会場	検査中のみ								
子機登録場所	基準値	WBGT 基準値	温度 濕度 温度 濕度 最終データ	黒球 雷射	温度 % % %	WBGT % % %	作業強度	熱指数	
岡山北側	5.5	32.5	26	38.4	44.2	46.5	27.6	308	011041 中程度代謝率なし
岡山北側	4.2	30.2	26	36.9	47.6	37.1	27.3	308	011041 中程度代謝率なし
岡山北側	1.0	29.0	28	34.2	56.1	34.1	26.7	58	011042 中程度代謝率あり
岡山北側	0.1	28.1	28	32.9	58.2	32.9	26.0	376	011047 中程度代謝率あり
地下岡山北側		26.7	28	29.0	76.7	29.1	25.7	529	011034 中程度代謝率あり

2018/09/12 クラウドソフトウェア導入プロジェクト
2018/07/1 クラウドソフトウェアアップデート 20180603版リリースしました。
2018/07/31 子機ファームウェアアップデート 20180731版への更新。



令和2年度の 熱中症予防行動

別紙1

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

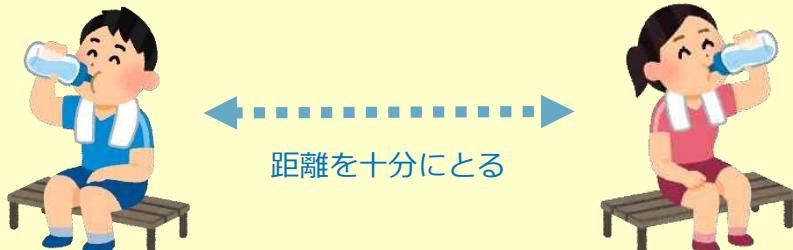
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなったり等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渴く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れない、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～

1 趣旨

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなります。一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。

なお、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」を進めていく上で熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に集積されているわけではありませんが、特に心掛けさせていただきたい熱中症予防行動について取りまとめています。

2 热中症予防行動の留意点

(1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

※屋内運動施設での運動は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）のリスクが高いことから、お住まいの自治体の情報に従いましょう。

- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにしましょう。

(2) 従来からの熱中症予防行動の徹底

- 暑さを避けましょう。
 - ・ 室内の温度・湿度をこまめに確認し、適切に管理しましょう。
 - ・ 外出時は天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう（WBGTは環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>）。
 - ・ 涼しい服装を心掛け、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
 - ・ 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください（急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）。
- こまめに水分補給をしましょう。
 - ・ のどが渴く前に、こまめに水分補給をしましょう（一般的に、食事以外に1日当たり1.2Lの水分の摂取が目安とされています。）。
 - ・ 激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。
- 暑さに備えた体作りをしましょう。
 - ・ 暑くなり始めの時期から適度に運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度）を心掛け、身体が暑さに慣れるようにしましょう（暑熱順化）（※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施してください。）。

※特に、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は、より注意する必要があります。周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

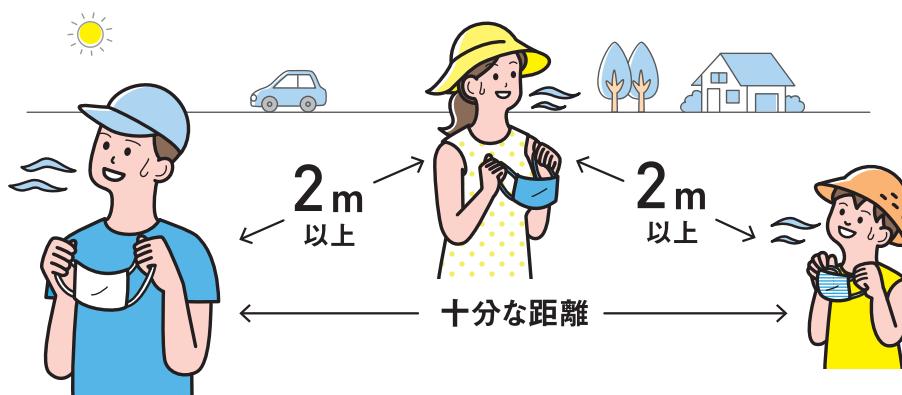
注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

熱中症を防ぐために

マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時

マスクをしてると
熱中症になりそう...

マスク着用時は



激しい運動は避けましょう

のどが渴いていなくとも

こまめに水分補給をしましょう

気温・湿度が高い時は

特に注意しましょう



暑さを避けましょう

・涼しい服装、日傘や帽子

- ・少しでも体調が悪くなったら、**涼しい場所**へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、**外でも日陰**へ



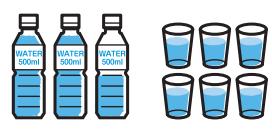
のどが渴いていなくても

こまめに水分補給をしましょう



・1日あたり

1.2L(リットル)を目安に



1時間ごとに 入浴前後や起床後も
コップ1杯 まず水分補給を

ペットボトル 500mL 2.5本

コップ約6杯

・大量に汗をかいた時は**塩分**も忘れずに



エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、**室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません**

- ・窓とドアなど**2か所**を開ける
- ・**扇風機や換気扇**を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度を**こまめに再設定**



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で**適度に運動**（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で**毎日30分程度**）



・毎朝など、**定時の体温測定**と**健康チェック**
・体調が悪い時は、無理せず**自宅で静養**

知っておきたい 熱中症に関する大切なこと

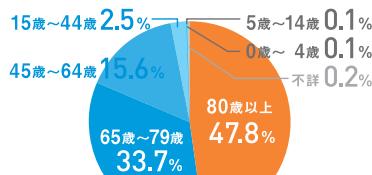


熱中症による死者の数は
真夏日(30℃)から増加

35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

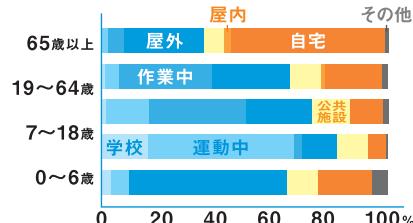


出典：「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死者の
約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典：「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は

半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18°C以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18°C以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。)。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	目	確認
(3)多くの人が密集する場所の改善		
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。		はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。		はい・いいえ
・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用ができる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。		はい・いいえ
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。		はい・いいえ
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(5)近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。		はい・いいえ
・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(6)共用トイレの清掃等について		
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。		はい・いいえ
・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。		はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)		はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。		はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(7)休憩スペース等の利用について		
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。		はい・いいえ

項目	目	確認
・休憩スペースは常時換気することに努めている。		はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。		はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。		はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。		はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。		はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。		はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。		はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。		はい・いいえ
・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。		はい・いいえ
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。		はい・いいえ
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ

項目	目	確認
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

(3) その他の対応

- ・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。
- ・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。
- ・その他()

6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)

- ・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。
- ・のどの渴きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。
※マスクで口が覆われることにより、のどの渴きを感じにくくなることがあります。
- ・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.11.27版

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における感染防止措置の取組の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介します。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の（対応について）については、チェックリストの対応する項目を示しております、1（1）1項のように示しております。

事例1) 事業場（執務室）

多数の労働者が勤務する執務室内で集団感染が発生したもの。

（集団感染が発生した原因として考えられるもの）

- ・執務室内で作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
- ・席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
- ・換気が不十分であった。
- ・複数人で物品・機器等を共有する場合において、消毒を実施していなかった。

（対策について）

- ・普段からマスク装着や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を労働者に周知し、徹底すること。
→チェックリスト対応項目1 6項

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることとし、席配置を見直すこと。
→チェックリスト対応項目2（1）1項
- ・適切に換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3（2）2項
- ・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）については、複数人での共用ができる限り回避し、共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。
→チェックリスト対応項目3（4）1項

事例2) 事業場（休憩スペースや社員食堂等）

多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の労働者が同時に利用したことから、集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室および食堂で密集した状況となっていた。
- ・更衣室において、複数の労働者がロッカーを共同で利用する場合に、消毒を実施していなかった。
- ・食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、労働者が対面で会話をしながら食事をしていた。

(対策について)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにすること。
→チェックリスト対応項目3（7）1項
- ・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。
→チェックリスト対応項目3（7）2項
- ・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をすること。
→チェックリスト対応項目3（7）3項
- ・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせること。
→チェックリスト対応項目3（7）4項
- ・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。
→チェックリスト対応項目3（7）5項

事例3) 事業場外（外勤時や移動時）

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にしていた労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
- ・車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。

(対策について)

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。
→チェックリスト対応項目2（1）1項

- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクを着用すること。
※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト6について確認してください。
→チェックリスト対応項目2（1）3項
- ・適切に換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3（2）2項
2（5）6項、3（1）1項
- ・外出から戻ったら手洗いを行うこと、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。
→チェックリスト対応項目2（1）4項
- ・日常生活用品の複数人での共用は避けること。
→チェックリスト対応項目3（6）5項（7）6項
- ・車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3（3）6項

事例4）事業場外（勤務時間外等）

職場で開催された就業時間後の飲み会を端緒に集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・飲み会の場では密集した状況であり、換気も不十分であった。
- ・近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
- ・職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

(対策について)

- ・職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。

→チェックリスト対応項目1 6項

人との接触を8割減らす、10のポイント

別紙5

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命を守れるよう**、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理**
も、同様に重要です。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰つたらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人ととの間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

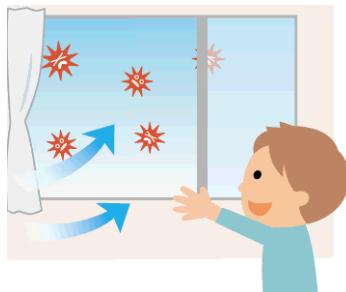
- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

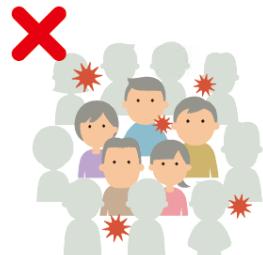
新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～職場での感染にご注意ください！～

換気



室内では
こまめに換気をしましょう

密



席や更衣室で、人と
適切な距離をとりましょう

共用



複数人での備品の共用は
できる限り避けましょう

休



体調が悪い場合は、
軽めの症状でも
休みましょう・休ませましょう

また、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、
②マスクの着用、③手洗い の徹底もお願いします。

「接触確認アプリ」（COCOA）ご活用のお願い



職場のみんなをまもるため、
新型コロナウイルス接触確認アプリ[※]のインストールをお願いします。

※このアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、
通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。



詳しくは厚労省特設サイトへ

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

別紙9

1. 基本的な感染防止対策の実施

○マスクを着用

(ウイルスを移さない)

○人と人の距離を確保

(1mを目安に)

○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に

○3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

當時窓開け (窓を少し開け、室温は18°C以上を目安!)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

(例: 使用していない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

○換気しながら加湿を

(加湿器使用や洗濯物の室内干し)

○こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

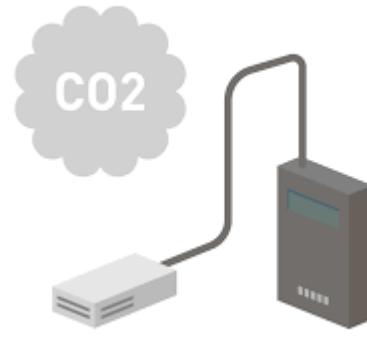
場面1: 飲酒を伴う懇親会

場面2: 大人数や長時間におよぶ飲食

場面3: マスクなしでの会話

場面4: 狹い空間での共同生活

場面5: 居場所の切り替わり



CO₂センサー

～ 商業施設等の管理者の皆さんへ ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を**18°C以上かつ40%以上**に維持できる範囲内で、**暖房器具を使用**※しながら、**一方向の窓を常時開けて、連続的に換気**を行うこと。
※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18°C以上かつ40%以上に維持しようとすると、**窓を十分に開けられない**場合は、窓からの換気と併せて、**可搬式の空気清浄機を併用**すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ **一方向の窓を少しだけ開けて常時換気**をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（**二段階換気**）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ **開けている窓の近くに暖房器具を設置**すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。
※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- ・ 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm程度）に近いことを確認してください。
- ・ 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
- ・ 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- ・ 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてるべき行動（窓開け等）をあらかじめ伝えてください。
- ・ 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げるることはできないためです。

職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなによりも重要です。

外国人労働者の皆さんのが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんのが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さんには、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語
(やさしい日本語版もあります。)



- ▶ 各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
(厚生労働省ウェブサイト内)

「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「職場」での感染拡大防止ポイント



マスク

かいわ
会話をするとときは
マスクをつけましょう



換気

しつない
室内では
こまめに空気を入れ換えましょう



密

せき こういしつ
席や更衣室では、
ひと てきせつ きより
人と適切な距離をとりましょう

休憩時間での居場所の切り替わりなどで
気が緩むことがあるため、適切な距離をとるよう注意しましょう。



共用

びひん きょうよう さ
備品の共用は避けましょう

どうしても共用する場合には
使用前後の手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

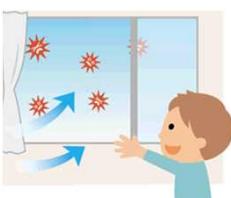
「職場外」での感染拡大防止のポイント

寄宿舎や寮など、共同生活をしている場合は、特に以下の取り組みをお願いします。



食事

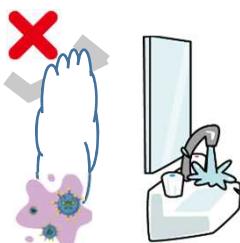
しょくじ しょうにんずう たんじかん
食事は少人数、短時間にしましょう
席の配置は斜め向かいにしましょう。
(正面や真横はなるべく避ける)
箸やコップの使い回しは避けましょう。



換気

くうき い か
こまめに空気を入れ換えましょう

出身地域によっては日本が寒く感じる
かもしれませんのが閉め切りは避けましょう。



共用

つか まわ さ
使い回しは避けましょう

どうしても共用する必要がある設備などを
使用前後の手洗いや手指消毒を徹底しましょう。



移動

おおにんずう いどう みっしゅう さ
大人数での移動や密集を避け、
かいわ ひか
マスクなしでの会話を控えましょう

ラッシュを避けての移動に努めましょう。
車内換気に協力しましょう。

たいちょう わる
体調が悪いときは上司に相談しましょう。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。**

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称: COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



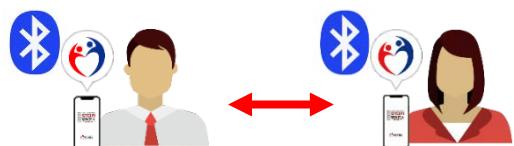
*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します

※記録は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

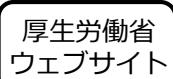
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウィルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウィルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウィルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウィルス感染症の陽性者と診断されましたら、アプリで登録しなかったどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などを案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

- ※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。
- ※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
 - (1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
 - (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
 - (3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
 - (1) 消毒を行う箇所
 - ① 陽性者等の執務室
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～

チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000622716.pdf#page=36>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働者死傷病報告									
事業の種類									
8 00	131111234560000000	事業の種類							
都道府県 所掌 管轄 基幹番号 案番号 被一括事業場番号		医療、福祉業							
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)									
カナ	コウセイカイロウドウビヨウイン								
漢字	医療法人厚生会労働病院								
工事名									
職員記入欄 派遣先の事業の 労働保険番号									
事業場の所在地 千代田区霞ヶ関○-○-○									
郵便番号									
被災労働者の氏名 カナ	100 - ×××	100	人	電話 03 (xxxx) ▲▲▲	発生日時(時間は24時間表記とすること) 7:平成 9:令和 →	生年月日 7010101 (32歳)	性別 男		
被災労働者の氏名 漢字	労働	太郎							
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 休業見込	3	○		傷病 (新型コロナウイルス感染による肺炎)	傷病部位 呼吸器	被災地の場所 勤務地内			
灾害発生状況及び原因 <p>救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者 (後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。 勤務中は防護衣とマスクを着用していた。</p>									
略図(発生時の状況を図示すること。)									
<p>左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。</p> <p>感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。</p>									
<p>感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。</p>									
<p>事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。</p>									
<p>記名・押印に代えて、署名によることができます。</p>									
<p>国籍・地域 報告書作成者 職氏名 事務長 厚生 太郎</p>									
<p>在留資格 国籍・地域 報告書作成者 職氏名 事務長 厚生 太郎</p>									
<p>在留資格コード 職員記入欄 起因物 事故の型 発注者種類 業種分類 店舗コード 自由設定項目 (2) (3)</p>									

令和2年 4月10日

事業者職氏名

医療法人 厚生会労働病院

病院長 安衛 法子

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

R2.5

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災請求のご参考となるよう、労災認定の具体的な事例について概要をご紹介します。

なお、同感染症の労災認定の考え方について示した令和2年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」（以下「通知」といいます。）に記載している事項に沿って、職種に着目して事例をご紹介します。

1 医療従事者等の事例（通知 記の2の（1）のア）

【考え方：医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる】

事例1) 医師

A医師が診察した患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。その後、A医師は発熱等の症状が出現し、濃厚接触者としてPCR検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、A医師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例2) 看護師

B看護師は、日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ、頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、B看護師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例3) 介護職員

介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Cさんは、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例4) 理学療法士

D理学療法士は、病院のリハビリテーション科で業務に従事していたところ、院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、複数の医師の感染が確認された。それらの医師と接触歴があったD理学療法士にも、咳、発熱等の症状が出現し、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、D理学療法士は、業務外で感染したことが

明らかではなかったことから、支給決定された。

2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例（通知 記の2の（1）のイ）

【考え方：感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる】

事例 5) 飲食店店員

飲食店店員のEさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Eさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Eさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

事例 6) 建設作業員

建設作業員のFさんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることが確認された。Fさんはその後体調不良となり、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Fさんについては当該同僚以外の感染者との接触は確認されなかった。

以上の経過から、Fさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例（通知 記の2の（1）のウ）

【考え方：感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる】

事例7) 小売店販売員

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

事例8) タクシー乗務員

タクシー乗務員のHさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Hさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Hさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。